

第19回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1. 日時：平成18年1月17日（火） 10：00～12：15
2. 場所：三田共用会議所第4特別会議室
3. 出席者：井上眞理委員、手島忠委員、徳江陞委員、夏目智子委員、日和佐信子委員、松本聰委員、萬野修三委員、向井文雄委員、渡邊紹裕委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、石田裕美専門委員、岡智専門委員、菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、佐藤洋一専門委員、高橋英三専門委員、武田恭明専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、中嶋康博専門委員、馬場治専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、松井徹専門委員
4. 議事
 - (1) 16事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
 - (2) 独立行政法人農林水産消費技術センターの中期目標等の変更について
 - (3) 次期中期目標、中期計画の検討について
次期中期目標等の作成までの流れについて
農林水産消費技術センター
肥飼料検査所
農薬検査所
種苗管理センター
家畜改良センター
 - (4) その他
今後の予定等について
5. 議事概要
 - (1) 16事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
分科会事務局より資料に沿って説明があり、16事業年度退職役員の業績勘案率（案）については、分科会として「異存なし」の意見となった。
 - (2) 独立行政法人農林水産消費技術センターの中期目標等の変更について
消費・安全局表示・規格課長より資料に沿って説明があり、特段の意見は無かった。
今後内容が固まり次第、郵送により委員より意見聴取することとなった。
 - (3) 次期中期目標、中期計画の検討について
最初に文書課補佐より、これまでの見直しの経過及び今後の予定について説明があり、

その後、各法人所管課より次期中期目標、中期計画の案についての説明と、個々の法人の説明ごとに質疑が行われ、最後に、全体についての質疑が行われた。

[農林水産消費技術センター]

表示・規格課長より資料に沿った説明が行われた。

質疑の状況は以下のとおり。

リスクに関する原因と発現（結果）の関連は専門家でない人にはよくわからない。リスクがどの様なもので、どの様に発現するかを一般の人にもわかりやすく整理し体系化できないか。

これに対して、表示・規格課長、畜産振興課長及び農林水産消費技術センター理事長から以下のとおり説明を行った。

- ・ 食品に対するリスクは、農畜水産物や食品の生産・加工、流通のそれぞれの過程で様々な要因で存在しており、結果として商品に発生し国民の健康被害として発現することから、サーベイランス、モニタリングを行いリスク低減に取り組んでいるところである。
- ・ 農林水産消費技術センターでは、例えば、残留農薬、重金属、カビ毒等の有毒物質についての検査を実施しているところである。
- ・ ハザードには細菌、かび毒、重金属などの天然毒と、農薬、抗菌物質など製造工程で加える化学合成品がある。化学合成品が問題視されがちだが天然毒も同程度以上の害がある。食品による死亡事故のほとんどが細菌性の害。また、死亡はしないが貝毒による被害がある。従来、最終製品の食品で一義的に規制する体系だったが、今は、各生産工程でそれぞれリスクを下げるのが最終的ハザードを下げる上で有効との考えに移行し、15年に食品安全基本法ができた。リスク評価は食品安全委員会で実施。全体のリスク管理は、農水、厚労、食品安全委員会、環境省が実施。肥飼検などは生産工程で使われる肥料、飼料の安全性を図る役割を担っている。

検査時間の10%削減とあるが、各検査工程ごとに削減可能な割合を出して全体の削減率を検討するということが。

これに対して、農林水産消費技術センター理事長から以下のとおり説明があった。

- ・ 検査時間の削減については、現行の中期計画の中でも進めているところ。その中では、分析法のどの部分をどう改善するのかについての検討を行っている。
具体的には、分析の際の測定対象物質の精製と抽出をより効率的に行う方法の検討や、抽出物質の測定について、例えば分析装置を変えることによって効率的に出来ないか等を分析の各工程ごとに実施している。

[肥飼料検査所]

農産安全管理課長より資料に沿って説明があり、特段の意見は無かった。

[農薬検査所]

農薬対策室長より資料に沿って説明が行われた。

質疑の状況は以下のとおり。

3 法人の統合について、消費者からは見えやすいが、例えば生産者が自らチェックしたい場合に、県段階で検査できないか。かつて牛乳出荷においてダイオキシンの検査証明を求められたことがあった。また、輸入乾牧草に農薬が残留していたこともあった。問題が明らかになってからでは、生産者にとっては受ける被害が大きく、対応が遅いこととなる。こういった組織があり、国民へのサービスということからみれば可能であれば、このようになつたら良いなと思う。

これに対して、農薬対策室長から以下のとおり説明があった。

- ・ 全てを国でというのは無理。農薬の登録は食品安全委員会のリスク評価に基づき、農林水産省で行っているが、生産地におけるはリスク管理は、生産地でしっかり行って頂く。農薬の使用量などの使用基準を守れば、問題が発生する可能性は生じない安全管理のシステムとなっている。

3 法人ともアウトソーシングの記載が有る。その対象に外国文献翻訳もあるが、外国文献は専門的なもの多い。むしろ専門的文献を翻訳できる人材を確保することも大切。

これに対して、農薬対策室長から以下のとおり説明があった。

- ・ アウトソーシングの趣旨は外部に出せるものは出すという方向に沿ったものだが、主要な文献は職員が自ら読む必要がある。それ以外の周辺文献についてアウトソーシングするということ。

3 法人の中期目標で情報提供の記載が有る。農薬検は対象として消費者と生産者と書いてあるが、他の2法人は消費者となっている。生産者や事業者も大切では。

これに対して、農産安全管理課長、表示・規格課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 当然専門家にも情報は提供している。一般の方に対しては、理解できない専門用語を使わない等わかりやすくきちんと情報提供していく必要があるという趣旨だが、書き方は検討する
- ・ 消費者メインであるが、「消費者等」の「等」の部分に事業者の方々も含まれている。消費技術センターは、消費者が主な対象なのでこのような書き方としている。

[種苗管理センター]

種苗課長より資料に沿って説明が行われた。

質疑の状況は以下のとおり。

非公務員化されて支障はないのか。

これに対して、種苗課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 種苗管理センターの中で組織体制検討の場をもうけ、職員の意見を聴きながら体制を検討していきたい。秘密保持義務など公正中立の確保は、就業規則などに記載し対応する。

以前に非公務員化の問題点を聞いたとき、ストにより業務が停滞したときの栽培している植物への影響などがあったが、大丈夫か？

これに対して、種苗課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 日頃から労使関係を良好にするとともに、万一の場合にも対応できるよう、システムの構築や体制整備づくりをするなどの対応を行っている。また、法律上、みなし公務員規定を置くことを検討中。

[家畜改良センター]

畜産振興課長より資料に沿った説明が行われた。

質疑の状況は以下のとおり。

その他の家畜については民間移譲とされているが、馬や小型ブタなどが残っているのはなぜか。また、民間移譲について、それぞれ年度がずれている理由は何か。

これに対して、畜産振興課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 馬については、受け皿の問題。小型ブタについては造成を始めた段階で、活用できる段階になるまでは取組が必要。
- ・ 移譲の年度がずれているのは、移譲の相手方の準備の都合に応じたものである。

[全体]

会全体を通しての質疑の状況は以下のとおり。

結果的には今の見直し内容は良い方向ではないか。各法人とも業務はきちんとやってきている。法人の統合などは、各法人で決められる話ではなく監督官庁が決める話。また時代の要請でもある。国民からの負託に答えることが出来たのではないか。

これまでは、現在の組織、体制を維持という意識が強かったのではないか。全体を最適化していくことが重要。国民の負託に応える責任があり、重点化、効率化を図りながら時代にあって変化していかなければならない。

農水省は今回の見直しを良くやったと思う。この期間にやるべきミッションが明確になっている。今回公務員で残ったところも、非公務員化ももっと進めるべき課題。仕事をやりやすいように法等で裏付けをすべき。今回特定が維持された法人についても今後検討していく必要がある。

公務員でなければ支障があるとしていた点について、非公務員化後も支障なくできるよう、中期目標等の中で担保されているか。

これに対して、文書課課長補佐から以下のとおり説明があった。

- ・ これらの事項については、あまり中期目標、中期計画になじむ事項ではない。就業規則等に明記する形になる。どのような仕組みをつくれば、これまでの懸念を払拭出来るかをこれから4月までに検討することとなる。

前回の分科会では全法人公務員型という話しであったはず。総務省政・独委、有識者会議と農水省の評価委員会との間に温度差があるのではないか。委員会の議論を踏まえて見直し素案を提出しても、政・独委を通過するとガラッと変わる。

農水省や本委員会が主体性をもって見直し案を変更した訳ではなく、総務省政・独委の勧告の方向性を受けて変わったもの。もっと早く非公務員型ということが分かっていたら、分科会も効率的な議論ができたはず。もっと効率的なやり方があるのではないか。

これに対して、文書課課長補佐から以下のとおり説明があった。

- ・ 見直しの手続きの部分については、通則法の枠組みの中で行っているところ。今回の見直しでは、8月末までに見直し素案の提出を求められ、その後、勧告権を有する政・独委等が検討し、勧告の方向性を出すという流れの中で、分科会の意見、政・独委の意見をいかに見直し内容に反映するかという観点から進めてきた。次回どのように進めるかということについては、通則法の枠組みの中で総務省等がどのように進めるかということ踏まえ、あらためて検討する必要がある。

将来民営化を目指すものではなく、国家財政を使うが非公務員化ということに固執することに意味はあるのか。

見直しは必要とは思いますが、今後どうあるべきかという全体像を作ってから抜本的に行うべきである。個別法人ごとにみていくことから、矛盾も生じてくる。

これに対して、生産局総務課長から以下のとおり説明があった。

- ・ 昨年、郵政民営化が焦点となり結論が出た。小さな政府との流れの中、原則として非公務員化の方針が決まったということ。小さな政府の方向を進めるにあたり、業務の縮小、アウトソーシングなども実施する。

非公務員化されることとなった独立行政法人の見直し案は、法律・制度を担保されることを前提として、円滑に業務が実施できるよう議論を積み重ねてできたもの。

今後とも円滑な業務推進につき引き続きご相談しながら進めていきたい。

(4) その他(今後の予定)

- ・ 次回の分科会は2月16日予定としているが、各法人の中期目標、中期計画の他に業務方法書もご議論いただく予定。

(以上)